

長門市セット・トップ・ボックス取扱約款

(趣旨)

第1条 この約款は、長門市ケーブルテレビ放送施設加入契約約款(以下「加入契約約款」といいます)に定めるもののほか、長門市ケーブルテレビ放送施設が提供するデジタル放送を受信するために必要な機器であるセット・トップ・ボックス(以下「STB」といいます)、附属のリモートコントローラ(以下「リモコン」といいます)、BSデジタル放送用ICカード(以下「B-CASカード」といいます)及び専門チャンネル用ICカード(以下「C-CASカード」といいます)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとします。

(セット・トップ・ボックス等の取扱い)

第2条 STB、リモコン、B-CASカード及びC-CASカード(以下これらを総称して「STB等」といいます)は、B-CASカードを除き市の所有とし、B-CASカードにあっては市がB-CASカードの使用に関し契約する業者の所有とします。

2 市長は、加入者に対し、加入契約約款別表に定める利用料によりSTB等を貸与するものとします。この場合において、同表に定めるSTBの利用料には、リモコン、B-CASカード及びC-CASカードの利用料を含むものとします。

3 加入者は、善良なる管理者の注意義務をもってSTB等を管理しなければなりません。

4 加入者は、解約をし、又は加入契約約款第10条の規定による休止をし、若しくは脱退をしたときは、STB等を市に返却しなければなりません。

5 加入者は、何らかの理由で前項の返却が不能となったとき、又は故意又は過失により故障し、破損し、若しくは紛失したときは、その損害の相当分を市に支払うものとします。

(B-CASカードの取扱いの特例)

第3条 市長は、加入者に対し、STB1台につき1枚のB-CASカードを貸与するものとします。

2 この約款に定めるもののほか、B-CASカードに関する取扱いについては、市がB-CASカードの使用に関し契約する業者が定める使用許諾契約約款によるものとします。

(C-CASカードの取扱いの特例)

第4条 市長は、加入者に対し、STB1台につき1枚のC-CASカードを貸与するものとします。

2 加入者は、C-CASカードについて、市長の指示に従ってSTBの視聴制限パスワードの設定を解除するものとします。

3 加入者は、C-CASカードを、STBに常時装着された状態で使用しなければなりません。

4 市長は、加入者の責めによらないC-CASカードの故障によって受信障害が発生したと認定したとき、又はその他の要因により交換が必要と認定したときは、加入者の意思にかかわらず、C-CASカードを交換することができます。

5 加入者は、C-CASカードを貸与し、譲渡し、質入れし、又はその他の処分をしてはなりません。

6 加入者は、C-CASカードの複製、翻案、改造、変造、改ざん等カードの機能に影響を与えること、及び日本国外に輸出し、又は持ち出しをしてはなりません。

7 加入者は、C-CASカードを紛失し、又は盗難にあったときは、市長にその旨を速やかに届け出なければなりません。

8 市長は、前項に規定する届出があったときは、速やかに当該C-CASカードを無効とするものとします。

9 C-CASカードの紛失に当たって、第7項に規定する届出がなされる前に第三者によりC-CASカードが使用された場合において、条例別表第2に掲げるペイサービスが利用されたときの当該ペイサービスに係る利用料は、加入者の負担とします。

(C-CASカードの再発行)

第5条 市長は、C-CASカードの再発行が適当と認めた場合に限り、C-CASカードの再発行を行うものとします。

2 加入者は、前項の再発行に当たっては、別表に定める実費に相当するC-CASカード再発行費用を支払わなければなりません。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、STB等の使用に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この約款は、平成20年4月1日から施行します。

本改正規約は、令和5年4月1日から実施します。

別表(第5条関係)

C-CASカード再発行費用	2,000円
---------------	--------